

## 当社製エレベーター遮煙乗場ドア<sup>※</sup>の 国土交通大臣認定不適合状態解消のための新しい大臣認定取得について

三菱電機ビルソリューションズ株式会社（以下、MEBS）は、2004年4月から2022年6月までに出荷したエレベーター遮煙乗場ドア<sup>※</sup>の一部仕様において、国土交通大臣認定（以下、大臣認定）の申請書に材料の記載不備があり、このたび、認定内容との不適合な状態を解消するために新しい大臣認定を取得しましたのでお知らせします。

本件はMEBSが進めてきた大臣認定品に関する自主点検のなかで今年6月に判明したもので、遮煙乗場ドアに関する大臣認定22件において材料の記載不備がありました。判明後、当社は国土交通省および性能評価機関に報告し、対象製品については、安全・機能への影響はなく、継続使用が可能であるとの見解を得ております。今般、新たな大臣認定を取得したことにより、エレベーターの使用を停止いただく必要はなく、引き続き安全にご利用いただけます。

今後、特定行政庁等へご報告するとともに、対象となるお客様へ速やかにご報告いたします。

お客様や関係者の皆様にご迷惑をおかけすることを深くお詫び申し上げます。

※エレベーター遮煙乗場ドア：乗場戸、三方枠、敷居の隙間に気密材を設けた遮煙性能を有する防火設備

### ■該当するエレベーターについて

対象製品	材料の記載不備があった部材	大臣認定の件数	出荷台数	出荷時期
遮煙乗場ドア	三方枠、敷居等の一部	22件	2,056台	2004年4月～2022年6月

### ■新規認定取得後の大臣認定番号の新旧読み替え

戸閉方式	元の認定番号	新たな認定番号(2022年10月3日取得)
2枚戸片引き	CAS-0071[★]、0092[★]、0136[★] 0227[★]、0355[★]、0520[★]、 0964(1)(2)、1065(1)(2)[★]	CAS-1214(1)(2)
2枚戸両引き	CAS-0071[★]、0092[★]、0136[★] 0227[★]、0354[★]、0519[★]、 0951(1)(2)、1064(1)(2)[★]	CAS-1213(1)(2)
4枚戸両引き	CAS-0109、0229、0357	CAS-1212(1)(2)
3枚戸片引き	CAS-0155[★]、0228[★]、0356[★]	CAS-1211(1)(2)

[★] 大臣認定に記載している部材のみを使用している場合は、当該認定番号は引き続き有効となります。

### ■発生原因と再発防止策

大臣認定取得に関わる申請時において、遮煙乗場ドアの機能を構成する乗場部材の適用実績を確認して、すべての仕様を記載すべきところ、確認不足により材料の記載不備が生じました。

今後、大臣認定取得時におけるプロセスの見直し、複数部門による社内審査の徹底及び社内第三者部門による定期的な牽制を行うことで大臣認定と製品仕様の整合を図ります。

お客様からのお問い合わせ先：

三菱電機ビルソリューションズ株式会社

日本事業統括本部 事業推進本部 設計統括部 昇降機設計部 技術計画課

TEL 03-3218-4110

以上